

西脇市立音楽ホール条例施行規則（平成17年10月1日教育委員会規則第31号）の一部改正により、使用料を令和2年4月1日から次のとおり「新料金」の額に改定します。

特殊な設備及び器具の使用料

分類	品名	単位	使用料（1回につき）	
			新料金(円)	現行料金(円)
舞台道具類	平台	1枚	100	100
	ピアノ（スタインウェイ）	1台	8,500	8,160
	指揮台（譜面台付）	1台	100	100
	譜面台	1台	50	50
	ひもうせん	1枚	—	200
	演台	1台	200	200
	花台	1台	200	200
	ホワイトボード	1枚	200	200
	展示パネル	1枚	100	100
	演奏者用椅子（背つき椅子を含む。）	1脚	—	100
	コントラバス用椅子	1脚	100	100
	譜面灯	1脚	—	50
	ギタースタンド	1脚	200	200
照明設備類	サスペンションライト	1列	1,600	1,530
	シーリングライト	1列	1,600	—
	フロントサイドスポットライト	一式	3,200	3,060
	センターピンスポットライト	1台	1,050	1,020
	特殊照明器具	1台	400	—
音響設備類	ホール拡声装置(マイク1本付)	一式	2,100	2,040
	3点吊りマイク	一式	2,100	2,040
	ワイヤレスマイク	1台	1,050	1,020
	コンデンサーマイク	1台	500	510
	ダイナミックマイク	1台	200	200
	CDプレーヤー	1台	500	510
	カセットデッキ	1台	500	510
	DATカセットデッキ	1台	500	510
	MDカセットデッキ	1台	500	510
	移動用大型スピーカー（移動式）	1台	1,100	—
	移動用小型スピーカー（移動式）	1台	900	—
	舞台上はねかえりスピーカー	1台	600	—
	DVDプレーヤー	1台	—	510
	メモリレコーダー	1台	500	—
その他	スクリーン	一式	1,250	1,220
	持込電気器具	1kW	200	200
	プログラムスタンド（イーゼル）	1脚	100	100
	姿見	1台	200	200
	アイロン	1台	300	300
	カウンター	一式	1,050	1,020